

はじめに

交通事故被害者等（交通事故被害者等とは、通常交通事故による被害者及びそのご家族またはご遺族のことを指しますが、自助グループはご家族やご遺族が対象となることが多いため、このマニュアルでは、主にご家族またはご遺族のことを指しています。）は、交通事故という突然の事故により、きわめて大きな衝撃を受け、精神的にも身体的にも多大な被害を受けることとなります。そのような被害の中でも、精神的な面における回復については、同じような経験をした者同士がお互いに支え合い、励まし合い、話し合う機会を持つことが、非常に有効な役割を果たすことが知られています。

近年、このような被害者等の支え合いの場として、自助グループ活動が注目され、全国各地において、それぞれの目的に応じた自助グループが設立・運営されていますが、その一方で、自助グループを設立することや、自助グループを継続的に運営することについて、難しさや負担感を指摘する声も聞かれています。

このマニュアルは、そのような自助グループの課題や負担をできるだけ少なくし、効果的に運営するための、基本的事項を記載しています。自助グループの運営にあたりましては、このマニュアルをそのままご活用いただく、あるいは、各自助グループの目的や特徴など必要に応じて修正してご活用いただけますと幸いです。

なお、このマニュアルの記述は、各都道府県の被害者支援センターが支援している自助グループの情報を基に作成されており、主に「精神的なケア」を目的とする自助グループを想定して作成されておりますが、精神的ケア以外を目的とする自助グループの方にも、広くご活用いただけますことを願っております。

また、巻末には、平成20年度に内閣府が実施いたしました「自助グループの活動実態把握調査」の結果を掲載しております。この調査結果は、本マニュアルを作成する際の基礎データとなっておりますので、あわせてご参照いただけますと幸いです。

最後に、このマニュアルの作成にご尽力いただきました検討委員の各委員の先生方及び、関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成23年3月

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（交通安全対策担当） 安部 雅俊

